

南あわじ市議会

業務継続計画（BCP）



令和5年5月

南あわじ市議会

◆ も く じ ◆

はじめに	1
大規模災害とは	2
議員の災害対応行動基準	3
南あわじ市議会災害対策支援本部の設置	7
議会業務継続計画	9
議員の災害対応行動基準 一時系列行動一覧	17
議会業務継続計画 ケース別一覧	18
被災により想定される制約と対策	19
議会の防災訓練	21
本計画の検証及び改正	22
関係規定	24
地方自治法・会議規則等の関係規定	24
南あわじ市議会災害対策支援本部設置要綱	33
議会中継放送事故防止対応マニュアル	35
関係様式（巻末資料）	39
安否確認及び情報等伝達文例（議会事務局から発信するメール等文例）	41
議員安否報告書（確認書）（災害発生後の安否確認時）	43
災害被害状況報告書（確認書）（地域の被害状況報告時）	44
要望等報告書（確認書）（議員が受け付けた要望の報告時）	45

はじめに

地震や大雨による自然災害や事故災害などの「大規模災害」が発生した時、被災による資源制約（人員、物、情報等の不足）により、本会議や委員会等が開催できないだけでなく、議会の基本的な機能も果たせなくなる恐れがある。そのような危機管理事案の発生時における議会としての初動期の行動基準、災害対策活動の支援及び議会の機能維持と迅速な意思決定を図るための業務継続計画（BCP^{※1}）を策定するものである。

本計画は、南あわじ市防災会議が定める「南あわじ市地域防災計画」等及び南あわじ市議会が定める「南あわじ市議会災害対策支援本部設置要綱」を補完し、または相まって「非常時優先業務^{※2}」の実施を確保することを目的とする。

※1 BCP

Business Continuity Plan の略語。業務継続計画と同じ。

※2 非常時優先業務

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、地域防災計画に定める災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

大規模災害とは

災害時において議会が果たすべき役割や行動は、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する必要があることから、市防災会議が定める「地域防災計画」等に基づく災害対策本部等が設置される基準を準用するものとする。

大規模災害とは

災害種別	災害内容
地震	地震による激しい揺れ、津波などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、またそのおそれのあるもの
風水害	台風・暴風・豪雨・洪水土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、またそのおそれのあるもの
感染症	感染症の感染拡大に対する対策を講じる必要がある場合、またその恐れのあるもの
その他	自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、感染症、大規模テロなどで、大きな被害が発生した場合、またそのおそれのあるもの

〔参考〕南あわじ市災害対策本部の設置基準

<p>① 暴風、大雨、洪水、波浪、高潮警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき</p> <p>② 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき</p> <p>③ 市内で「震度5弱」以上の地震を観測したとき（自動設置）</p> <p>④ 淡路島南部に「津波警報」が発表されたとき（自動設置）</p> <p>⑤ その他、市長が特に必要と認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に災害の発生が予想され、その対策を要するとき ・ 市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ・ 震度5弱に満たない地震であっても、被害の発生状況により市長が必要と認めるとき

議員の災害対応行動基準

大規模災害発生後の議員の行動優先順位

1. 自身及び家族の安全確保
2. 安否連絡などの通信手段の確保
3. 地域の被災者支援
4. 地域の被災状況や要望等の情報収集
5. 被災状況や要望等の報告を議会本部へ（緊急性のあるものは直接）
6. 市民への災害情報の提供

1. 大規模災害が発生したとき（発生直後）

（1）安否連絡

① 安否連絡の時期

議員は、以下の時期において、自身及び家族の安全を確保した後、安否連絡を行うものとする。

- ア) 議会本部から安否確認を要請する連絡があったとき
- イ) 市内で震度5強以上の地震を観測したとき、または、淡路島南部に津波警報が発表されたとき

② 安否連絡の手段

「議員安否報告書（確認書）」に基づき、議会本部へ使用可能な通信手段を用いて連絡し、連絡体制を確立するものとする。

実質的な連絡先は、議会本部の設置前後を問わず議会事務局とし、議会事務局は議員の安否を議会本部（議長）に連絡する。

（2）議会災害対策支援本部（議会本部）の設置

議長は、市災害対策本部が設置され、支援する必要があると認めるとき、南あわじ市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）を設置する。

議会本部の設置は正副議長協議の上判断し、必要に応じて設置されるため、災害発生直後とは限らない。設置時期の判断のめやすは、後に記載する。

2. 初動期（大規模災害発生直後からおおむね48時間が経過するまで）

（1）連絡体制の確立

議員は、常に居場所または連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

（2）安全確保と地域の被災者支援

議員は自身及び家族の安全確保並びに避難を優先させることを前提とした上で、地域の被災者の安全確保、誘導に地域の一員として協力する。

（3）被災状況の報告

議員は、以下の例示のように、緊急性のある被災状況に限り、使用可能な通信手段を用いて、直接、市の所管課へ報告する。

例1 土砂崩れ等により救助が必要なとき

例2 道路が陥没し事故等の恐れがあるため、緊急的に通行止め等の措置が必要なとき

例3 ため池決壊の恐れがあるとき

ただし、地震のように、事前に予測が不可能であり、市内の広範囲にわたって一瞬にして大きな被害が発生した場合は、電話等の不通により市役所等へ連絡がつかない、または、市役所等へ連絡が殺到し、対応しきれない等の状況が想定されることを認識し、その場合は、被災状況の報告よりも地域の人命救助等を優先する等、各自で判断する。

3. 初動期経過後（48時間経過後、議会が通常の機能を回復するまで）

（1）連絡体制の確立

議員は自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

（2）地域の被災者支援

議員は地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力し、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努める。

（3）被災状況の報告

① 緊急性のあるもの（市の所管課へ報告）

議員は、以下の例示のように、緊急性のある被災状況に限り、使用可能な通信手段を用いて、直接、市の所管課へ報告する。

報告に際しては、被災場所、状況等を具体化するため、可能な限り、メールまたはファックスを利用し、必要に応じて地図及び写真等を添付する。

- 例1 土砂崩れ等により救助が必要なとき
- 例2 道路が陥没し事故等の恐れがあるため、緊急的に通行止め等の措置が必要なとき
- 例3 ため池決壊の恐れがあるとき

② 緊急性のないもの（議会本部へ報告）

議員は、地域全体の被災の様子等、緊急を要しないが報告が必要と判断したものについては、「災害被害状況報告書（確認書）」に基づき、議会本部へ報告するものとし、直接、市災害対策本部への報告を行わない。

（4）地域の要望等の報告（議会本部へ報告）

議員は、以下の事項に該当するものは、「要望等報告書（確認書）」に基づき、議会本部へ報告するものとし、直接、市災害対策本部への要望を行わない。

- ア) 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。
- イ) 各避難所における運営方法等の要望に関すること。
- ウ) 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。

（5）議会本部への情報の一本化

議会本部は、議員から報告を受けた各地域における被災状況及び要望等について、情報を一本化し、議会としてとりまとめるものとする。

（6）議会本部から議員への情報の伝達

議会本部は、議会として取りまとめた情報及び市災害対策本部から提供を受けた情報等を随時議員へ伝達するものとする。

議会本部から議員への情報伝達方法の優先順位は次のとおりとする。

- ア) メールにより伝達する。
- イ) ファックスにより伝達する。
- ウ) 電話により伝達する。

（7）市民への災害情報の提供

議員は、市民に対し、知りえた正確な災害情報を積極的に提供する。ただし、市災害対策本部から、議員に対し提供した情報の中で、市災害対策本部が市民に公表することにより混乱が生じると判断した情報については、配慮するものとする。

(8) 議会本部への参集

① 参集指示

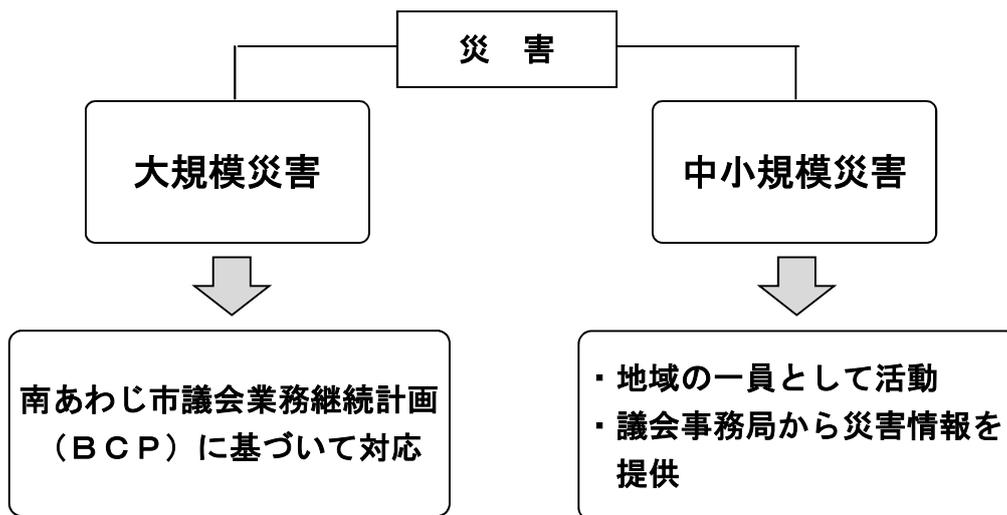
議員は、議会本部長より参集指示があった場合は、議会本部へ参集する。

② 参集時の留意事項

- ア) 参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、ヘルメット、手袋、タオル、水筒、食糧、携帯ラジオ及び懐中電灯等をできる限り携行する。
- イ) 居住地の周辺で大規模な災害が発生し、自主防災組織等による人命救助等が実施されているときはこれに参加し、その旨を議会本部に連絡する。

4. 中小規模災害時の活動

大規模災害までに至らない程度の災害であっても、議員は、議会業務継続計画（BCP）の「議員の災害対応行動基準」を尊重し、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。



南あわじ市議会災害対策支援本部の設置

1. 議会本部の設置基準

南あわじ市議会災害対策支援本部設置要綱より

趣 旨	本市議会が、市の災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を行う。
設 置	市災害対策本部が設置され、議長がこれに協力し支援する必要があると認めるとき
組 織	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本部長……………議長 副本部長……………副議長 本部長……………本部長・副本部長を除くすべての議員</p> </div> <p>※本部長に事故があるときは、副本部長が職務を代理する。 副本部長にも事故がある場合は、次の順に本部長の代理をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①議会運営委員長 ②総務文教常任委員長 ③産業厚生常任委員長 ④議会広報広聴常任委員長
参 集	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長…本部設置時 ・本部長……………議会本部から参集指示があったとき
対 応	「議員の災害対応行動基準」に従って対応する。
事 務 局	市災害対策本部等からの情報収集・議会本部への情報提供・議会本部の事務

2. 議会本部の設置判断

議会本部の設置については、正副議長協議の上判断するが、その判断のめやすを以下のとおりとする。

【地震の場合】

1号配備（震度5弱）	2号配備（震度5強）	3号配備（震度6弱以上）
<p style="text-align: center;">正副議長参集なし</p> <p>市災害対策本部からの情報を事務局から議員へ随時発信</p>	<p style="text-align: center;">正副議長・事務局電話協議</p> <p>必要に応じて正副議長参集</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">議会本部の設置を判断</p> <p>災害状況、市災害対策本部の対応状況、議会で情報の一本化が必要か等により設置の可否を判断</p>	<p style="text-align: center;">正副議長参集</p> <p>議会本部は自動設置</p>

【風水害の場合】

1号配備	2号配備	3号配備
<p>大雨・洪水・暴風・波浪・高潮警報のいずれかが発表され、かつ小規模災害発生またはその恐れがあるとき</p>	<p>大雨・洪水・暴風・波浪・高潮警報のいずれかが発表され、かつ中規模災害発生またはその恐れがあるとき</p>	<p>大規模災害発生またはその恐れがあるとき</p>
<p style="text-align: center;">正副議長参集なし</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>市災害対策本部からの情報を事務局から議員へ随時発信</p>	<p style="text-align: center;">正副議長・事務局電話協議</p> <p style="text-align: center;">正副議長参集なし</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">議会本部の設置を判断</p> <p>災害状況、市災害対策本部の対応状況、議会で情報の一本化が必要か等により設置の可否を判断</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">正副議長・事務局電話協議</p> <p style="text-align: center;">風水害がおさまった後、必要に応じて正副議長参集</p>	

議会業務継続計画

ケース	大規模災害発生時期	
1	会期中	開議中
2		告示前（召集予定日の概ね2週間から1週間前）
3		告示後～招集日当日
4		委員会付託後～最終日前日
5		委員会当日
6		最終日当日
7	閉会中	議会運営委員会、常任委員会、特別委員会
8		議員協議会、会派代表者会議

ケース1. 本会議開議中に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	議長	暫時休憩（延会、散会）を宣言
2	議長	議会事務局職員に傍聴者をはじめとする議場内参集者への対応を指示し、全員の安全確保を図る
3	市役所（市長）	災害対策本部を設置
4	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
5	議会運営委員会 打合せ会	参集者：正副議長、議会運営委員会正副委員長、執行部（副市長、総務企画部長） 協議内容：状況報告、会議の実施判断協議 ※議決を急ぐ案件を除き、市の災害対応を優先
6	議会運営委員会を開催 ※必要に応じて、各委員長に出席を求める	(1) 発災時、暫時休憩を宣言した場合 ア 本会議を再開し、散会（当日の残りの議事を済ませる）または延会すること。 イ 次頁以降の各ケースに応じた協議内容を協議すること。
		(2) 発災時、延会または散会を宣言した場合 次頁以降の各ケースに応じて協議する。
7	議長	上記(1)の場合、再開後、散会又は延会。

※委員会の場合は、上記の1から4までは同様の流れ。

その後、ケース4及びケース6のそれぞれ手順3以降に沿って対応する。

ケース 2. 告示前（招集予定日の概ね 2 週間～ 1 週間前）に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	市役所（市長）	災害対策本部を設置
2	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
3	議会運営委員会 打合せ会	参集者：正副議長、議会運営委員会正副委員長、執行部（副市長、総務企画部長） 協議内容：状況報告、議会運営委員会開催の可否
4-1	議会運営委員会を開催 ※必要に応じて、各委員長に出席を求める	(1) 本会議を開催できる場合 ⇒必要に応じて次の事項を検討する。 ア 一般質問を省略すること。 イ 委員会審査を省略し、採決すること。 ウ 会期について、閉会日を早めること、又は延長すること。 (2) 現議員数が定足数に満たない場合 ⇒定例会は招集されない ⇒市長の判断で専決処分が可能 (地方自治法第 179 条第 1 項)
4-2	議会運営委員会を開催できない場合	正副議長、議会運営委員会正副委員長が協議して、上記の事項を判断する。

ケース 3. 告示後～招集日当日に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	市役所（市長）	災害対策本部を設置
2	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
3	議会運営委員会 打合せ会	参集者：正副議長、議会運営委員会正副委員長、執行部（副市長、総務企画部長） 協議内容：状況報告、議会運営委員会開催の可否
4-1	議会運営委員会を開催 ※必要に応じて、各委員長に出席を求める	(1) 本会議を開催できる場合 ⇒必要に応じて次の事項を検討する。 ア 一般質問を省略すること。 イ 委員会審査を省略し、採決すること。 ウ 会期について、閉会日を早めること、又は延長すること。 エ その日の会議について、終了を早めること、又は延長すること。
		(2) 現議員数が定足数に満たない場合 ⇒定例会は招集されない ⇒市長の判断で専決処分が可能 (地方自治法第 179 条第 1 項)
		(3) 招集日に開催されない場合 ⇒流会となり、定例会の回数として数える。 ⇒継続審査、調査事件は廃案になる。 ⇒閉会中の委員会の継続審査、調査はできなくなる。
4-2	議会運営委員会を開催できない場合	正副議長、議会運営委員会正副委員長が協議して、上記の事項を判断する。

ケース 4. 委員会付託後～最終日前日に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	市役所（市長）	災害対策本部を設置
2	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
3	議会運営委員会 打合せ会	参集者：正副議長、議会運営委員会正副委員長、執行部（副市長、総務企画部長） 協議内容：状況報告、議会運営委員会開催の可否
4-1	議会運営委員会を開催 ※必要に応じて、各委員長に出席を求める	<p>(1) 本会議を開催できる場合</p> <p>⇒必要に応じて次の事項を検討する。</p> <p>ア 一般質問を省略又は中断すること。</p> <p>イ 委員会審査の終了を待たず、本会議を再開し、採決（この場合、まず委員会に未審査又は審査途中である旨の中間報告を求め、審査期限を付し審査期限経過後、本会議において直接審議する。）又は、閉会中の委員会継続審査とすること。</p> <p>ウ 会期について、閉会日を早めること、又は延長すること。</p> <p>エ その日の会議について、終了を早めること、又は延長すること。</p> <p>(2) 本会議を開催できない場合</p> <p>⇒開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の午後5時を迎えた時点で、自然閉会となる。上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。</p> <p>⇒自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。</p>
4-2	議会運営委員会を開催できない場合	正副議長、議会運営委員会正副委員長が協議して、上記の事項を判断する。

ケース5. 委員会（付託案件審査）当日に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	市役所（市長）	災害対策本部を設置
2	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
3	委員会打合せ会	<p>参集者：正副委員長、正副議長、議会運営委員会正副委員長、執行部（副市長、総務企画部長）</p> <p>協議内容：状況報告、委員会開催の可否</p> <p>(1) 委員会を開催（再開）できる場合 ⇒必要に応じて次の事項を検討する。 ア 開催日を変更すること。 イ 開催時間を変更すること。</p> <p>(2) 委員会を開催（再開）できない場合 ⇒未審査又は、審査途中である旨を、委員長（委員長に事故あるときは副委員長。副委員長に事故あるときは委員）から議長へ報告する。</p>

ケース 6. 最終日当日に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	市役所（市長）	災害対策本部を設置
2	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
3	議会運営委員会 打合せ会	参集者：正副議長、議会運営委員会正副委員長、執行部（副市長、総務企画部長） 協議内容：状況報告、議会運営委員会開催の可否
4-1	議会運営委員会を開催 ※必要に応じて、各委員長に出席を求める	(1) 本会議を開催（再開）できる場合 ⇒必要に応じて次の事項を検討する。 ア 本会議を開催（再開）し、採決又は、閉会中の委員会継続審査とすること。 イ 会期について、延長すること。 ウ その日の会議を早めること、又は延長すること。 (2) 本会議を開催（再開）できない場合 ⇒開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の午後5時を迎えた時点で、自然閉会となる。上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。 ⇒自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。
4-2	議会運営委員会を開催できない場合	正副議長、議会運営委員会正副委員長が協議して、上記の事項を判断する。

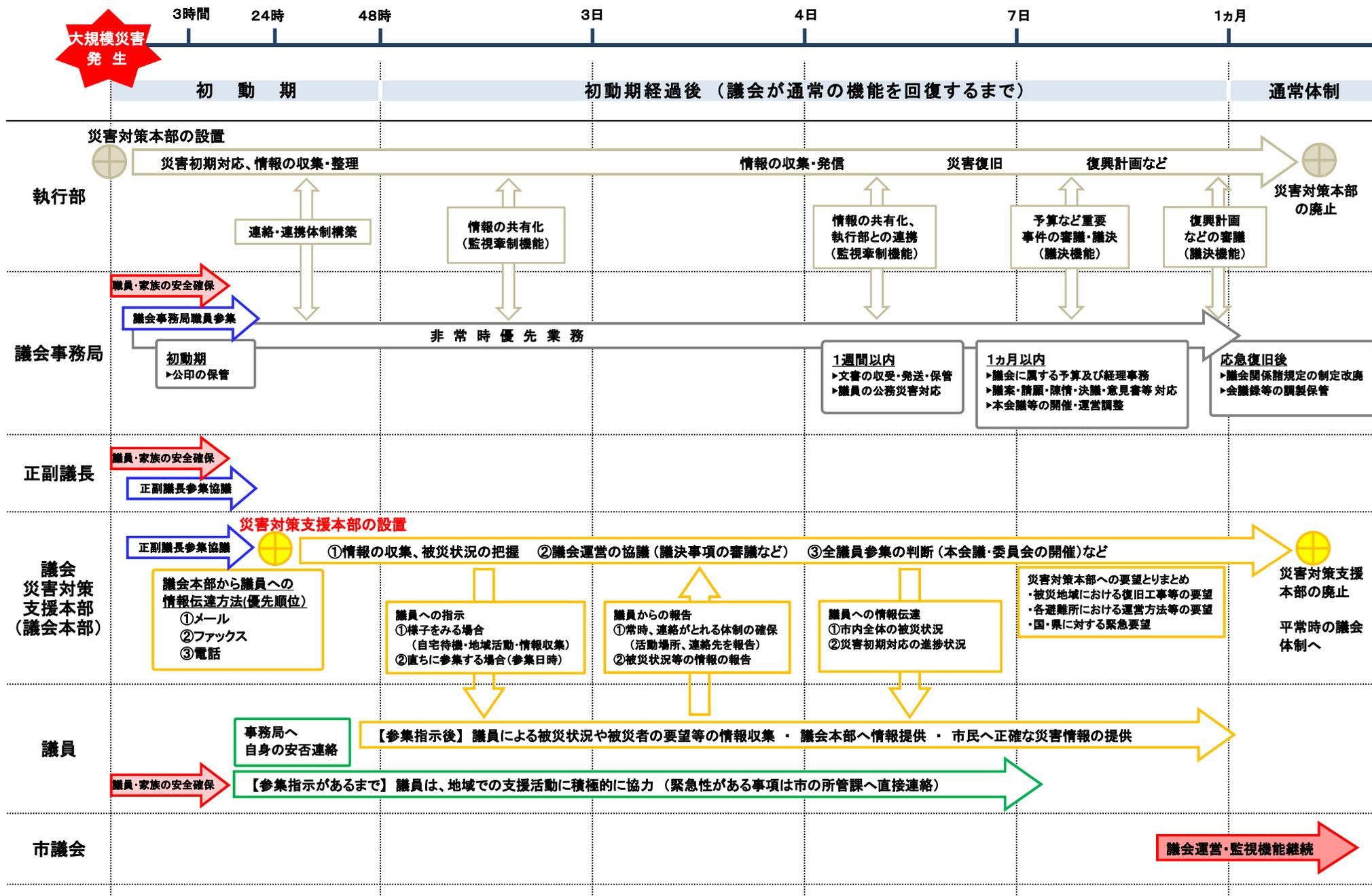
ケース 7. 閉会中の委員会当日に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	市役所（市長）	災害対策本部を設置
2	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
3	委員会打合せ会	参集者：正副委員長、議長、執行部（必要に応じて） 協議内容：状況報告、委員会開催の可否
		(1) 委員会を開催（再開）できる場合 ⇒必要に応じて次の事項を検討する。 ア 開催日を変更すること。 イ 開催時間を変更すること。
		(2) 委員会を開催（再開）できない場合 ⇒委員会の開催（再開）を中止。

ケース 8. 閉会中の議員協議会、会派代表者会議当日に発生

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	市役所（市長）	災害対策本部を設置
2	市議会（議長）	災害対策支援本部の設置を判断
3	議員協議会打合せ会 会派代表者会議 打合せ会	参集者：正副議長、執行部（必要に応じて） 協議内容：状況報告、会議開催の可否
		(1) 会議を開催（再開）できる場合 ⇒必要に応じて次の事項を検討する。 ア 開催日を変更すること。 イ 開催時間を変更すること。
		(2) 会議を開催（再開）できない場合 ⇒会議の開催（再開）を中止。

議員の災害対応行動基準 一時系列行動一覧



議会業務継続計画 ーケース別一覧ー

【会期中】

ケース	災害発生時期	議会運営委員会	本会議開催可能	本会議再開不可能	委員会	一般質問	市長の専決処分
1	開議中	開催不可能な場合は正副議長、議運正副委員長判断	再開 (散会または延会)	－	下記のとおり、災害発生時期に応じて対応	状況判断 (省略・中断)	会期中の議決により閉会あり
			－	発災時に延会または散会 (延会・散会できなければ流会)	－	－	市長判断で 専決処分可能 ※
2	告示前 ※招集予定日の 2～1週間前	開催不可能な場合は正副議長、議運正副委員長判断	開催 (会期変更)	－	①付託 ②付託省略⇒本会議（質疑・討論・採決）	状況判断 (省略)	－
			－	招集されない (現議員数が定足に満たない)	－	－	市長判断で 専決処分可能
3	告示後～ 招集日当日	開催不可能な場合は正副議長、議運正副委員長判断 (必要に応じて各委員長)	開催 (会期変更)	－	①付託 ②付託省略⇒本会議（質疑・討論・採決）	状況判断 (省略・中断)	－
			－	招集されない (現議員数が定足に満たない)	－	－	市長判断で 専決処分可能
			－	開催されない ⇒流会	閉会中の委員会の継続審査・調査不可	－	－
4	委員会付託後 ～最終日前日	開催不可能な場合は正副議長、議運正副委員長判断 (必要に応じて各委員長)	継続	－	未審査・審査途中（中間報告）⇒本会議 (質疑・討論・採決) または継続審査	状況判断 (省略・中断)	会期中の議決により閉会あり
			－	開催できない	未審査または審査途中である旨を、委員長から議長へ報告する。 ※閉会中の委員会の継続審査・調査不可	－	自然閉会后 専決処分可能 ※
5	委員会当日	開催不可能な場合は正副委員長、議長、議運正副委員長判断	継続	－	①開催日時の変更 ②開催	－	－
			－	開催できない	未審査または審査途中である旨を、委員長から議長へ報告する。 ※閉会中の委員会の継続審査・調査不可	－	－
6	最終日当日	開催不可能な場合は正副議長、議運正副委員長判断 (必要に応じて各委員長)	継続	－	実施	－	本会議で議了閉会
			－	開催できない	閉会中の委員会の継続審査・調査不可	－	自然閉会后 専決処分可能 ※

【閉会中】

ケース	災害発生時期	会議名	会議開催可能	会議開催不可能
7	告示前 ※招集予定日の 2～1週間前	議会運営委員会 常任委員会 特別委員会	開催 (時間変更)	－
			－	①開催できない（現委員数が委員定数の半数以上に満たない） ②開催しない（日程変更または中止）
8	告示後～ 招集日当日	議員協議会	開催 (時間変更)	－
			－	①開催できない（現議員数が議員定数の半数以上に満たない） ②開催しない（日程変更または中止）
	委員会付託後 ～最終日前日	会派代表者会議	開催 (時間変更)	－
－	－	①開催の可否を協議（会派代表者が出席できず、代理者も立てられない会派がある場合） ②開催しない（日程変更または中止）		

※開催予定日の午後5時を迎えた時点で自然閉会。廃案。議員が半数に満たない場合は、その日から専決処分可能。

被災により想定される制約と対策

1. 被災による資源の制約（人員、物、情報等の不足）の想定

大規模災害が発生した時、被災による資源制約の想定を次のとおりとする。

(1) 議員が議会に出席できない

議員本人や家族の死亡・重傷、道路の通行止め等により、議会へ出席できない。
音信不通となり、議員と連絡が取れない。

(2) 説明員（執行部職員）が本会議・委員会等に出席できない

大規模災害が発生した際、南あわじ市災害対策本部が設置される。この組織は、副部長級以上の幹部職員が本部員として所属している。また、課長級以上の職員も応急業務の指揮に当たるため、本会議・委員会等への出席が困難となる。

(3) 事務局職員が出席できない

職員本人や家族の死亡・重傷、道路の通行止め等により、出勤できない。

(4) 議事堂の被災

議場や委員会室の損壊。電気、電話の不通。事務用パソコン・コピー機、議場内のカメラ・マイクの故障などにより、通常の議会運営が行えない。

2. 審議を継続するための環境の整理

災害によって議事堂の施設や設備が制約される状況において、議会の機能を維持するためには、資源の現状と課題を踏まえたうえで、環境の整理が必要である。

(1) 議事堂の損壊

現在の議事堂は、平成27年3月に完成した庁舎4階にある。庁舎は鉄筋コンクリート造りで、近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震などに対応するため、免震構造を採用している。さらに、72時間稼働できる自家発電設備や太陽光発電を備え、災害時の拠点となる庁舎となっている。

このため、地震による大規模損壊の可能性は低いですが、天井等の落下物による事故等により、議事堂が使えなくなった場合に備え、検討課題として、代替施設（例：公民館、大学施設、他市の議事堂等）を確保する必要がある。

(2) 停電

停電発生時、UPS（無停電電源装置）に接続していない電気機器の電源が一斉に落ちる。その後、庁舎の自家発電設備が動き出し、非常用電源コンセント（差込口：赤色）のみに電気が供給される。議事堂においては、照明やカメラ等の機器は非常用電源に接続されていないため、自家発電設備が動き出しても復旧しない。会議中、このような事態が発生した場合、議長又は委員長は、会議を休憩し、対応を協議する。もし、照明や会議システム等が復旧しないまま会議を続行すると判断した場合は、最低限、会議録作

成に必要な録音が行えるよう、電池式のＩＣレコーダーを複数台用意しておく。

議会事務局内のパソコン、コピー機については、非常用電源に接続しておく。

議会関係のデータは、執行機関のネットワークシステムの中で管理をしており、執行機関のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。しかし、ネットワークシステムの故障等により、保存中のデータが一時的に利用できなくなることを想定し、会議継続に必要な、様式集、次第書及び、議員管理に必要な、議員履歴検索システム、報酬計算のデータ等については、定期的な電子記録媒体へのバックアップを実施する。

(3) 会議システムの故障

会議録作成のための録音や、インターネット中継、ケーブルテレビ放送等の放送機器を制御する「カメラ・マイク・テロップ制御システム」は、急な停電により、故障する恐れがあるため、UPSに接続する。

その他、放送機器の不具合、会議中のトラブル、インターネット中継等の放送事故を防止するため、「議会中継放送事故防止対応マニュアル」に基づき対応する。

また、会議システムの修復に不可欠な、議会棟の図面及び仕様書等の書類を保管するとともに、業務委託機関等との十分な調整により、継続稼働が可能なシステム管理及び運営の構築が必要である。

(4) 電話の不通

「南あわじ市災害対策支援本部設置要綱」には、「議員は、自らの安否及び連絡先を議会本部へ報告し、連絡体制を確保すること。」としている。もし、議会事務局の電話が不通の場合は、議長又は議会事務局長の携帯電話、メール等に連絡するものとする。

メールの場合は、必ず受信確認の連絡を受けるものとする。

課題として、衛星電話や防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

議会の防災訓練

本計画の策定により、災害時における議員の行動基準、業務継続計画の内容等を点検・検証し、より実効性のあるものとするため、併せて、災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練を毎年1回以上実施する。

- ※令和元年 7月16日 安否確認訓練
- ※令和元年11月17日 災害被害状況及び要望等の報告訓練
議会災害対策支援会議の開催訓練
- ※令和2年11月15日 災害被害状況及び要望等の報告訓練
議会災害対策支援会議の開催訓練
- ※令和4年11月20日 安否確認訓練
- ※令和5年11月19日 安否確認訓練

本計画の検証及び改正

本計画に基づく防災訓練の実施や視察研修等により得られた情報及び新たに発見された課題については、適切に本計画に反映させ、内容をより有効性のあるものに向上、改善していく作業が必要である。

また、実施すべき内容や手順に変更が生じた場合においても、その都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

なお、本計画の検証及び改正は、議会運営委員会で協議し、決定事項を議員協議会で報告するものとする。

※令和元年9月24日 改正

※令和2年1月31日 改正

※令和3年9月9日 改正

※令和4年11月2日 改正

参考文献

- ・ 内閣府（防災担当）（2015）『市町村のための業務継続計画策定ガイド』.
- ・ 滋賀県大津市議会（2016）『大津市議会BCP（第2版）』
- ・ 福岡県古賀市議会（2017）『災害発生時の本会議運営マニュアル』
- ・ 南あわじ市（2018）『平成30年度南あわじ市職員防災マニュアル』

関係規定

地方自治法・会議規則等の関係規定

※凡例（法令等の略し方）

- ・項番号は、①、②、⑩（マル付き数字）。号番号は、(1)、(2)、(10)（括弧付き数字）。
- ・条文は関係部分のみを掲載。前後の項・号を削除している箇所あり

(1) 地方自治法

No.	ケース	条番号	条 文
1	定例会・臨時会の招集	第 101 条	<p>①普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。</p> <p>⑦招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p>
2	定例会・臨時会の招集、会期	第 102 条	<p>②定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。</p> <p>※南あわじ市議会定例会条例：「年4回とする」</p> <p>③臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。</p> <p>④臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。</p> <p>⑥臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。</p> <p>⑦普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。</p>
3	議長、副議長に事故あるとき	第 106 条	<p>①普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。</p> <p>②議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。</p> <p>③議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。</p>
4	議長、副議長に事故あるとき	第 107 条	<p>①第 103 条第 1 項及び前条第 2 項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。</p>

No.	ケース	条番号	条 文
5	議案の継続審査	第 109 条	⑧委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
6	出席議員が少ない場合	第 113 条	①普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じて出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。
7	出席議員が少ない場合	第 116 条	①この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ②前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。
8	議決に至らなかった議案	第 119 条	①会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。
9	非常の災害等の経費が議決に至らなかった場合	第 177 条	①普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。 (2)非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費 ③第 1 項第 2 号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。
10	長の専決処分	第 179 条	①普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 ②議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

(2) 公職選挙法

No.	ケース	条番号	条 文
1	議員が欠けた場合等の通知	第 111 条	<p>①衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立てがあつた場合においては、次の区分により、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(3)地方公共団体の議会の議員については、その欠員を生じた日から五日以内に、その地方公共団体の議会の議長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に</p>
2	議員が欠けた場合の繰上補充	第 112 条	<p>⑤参議院(選挙区選出)議員又は地方公共団体の議会の議員の欠員が、当該議員の選挙の期日から3箇月以内に生じた場合において第95条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又は当該議員の選挙の期日から3箇月経過後に生じた場合において同条第2項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。</p>
3	議員が欠けた場合の補欠選挙	第 113 条	<p>①衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第111条第1項第1号から第3号までの規定による通知を受けた場合において、前条第1項から第5項まで、第7項又は第8項の規定により、当選人を定めることができることを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第109条又は第110条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。</p> <p>(6)市町村の議会の議員の場合には、第110条第1項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)の6分の1を超えるに至つたとき。</p> <p>③参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第一項各号に該当しなくても、次の各号の区分による選挙が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。ただし、次の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に(市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前10日以</p>

No.	ケース	条番号	条 文
			<p>内に)当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が第111条第1項第1号から第3号までの規定による通知を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(3)地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区(選挙区がないときは、その区域)において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき。</p>

(3) 南あわじ市議会会議規則

No.	ケース	条番号	条 文
1	会期の延長	第 5 条	①会期は、議会の議決で延長することができる。
2	会期中の閉会	第 6 条	①会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
3	会議時間	第 7 条	①会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。 ②議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
4	休会	第 9 条	②議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。 ③議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
5	定足数 (本会議)	第 11 条	①開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。 ②会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。 ③会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。
6	出席勧告	第 12 条	①法第 113 条の規定による出席催告方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。
7	事件の撤回 又は 訂正	第 18 条	①会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
8	議事日程のない会議の通知	第 21 条	①議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。
9	延会の場合の議事日程	第 22 条	①議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

No.	ケース	条番号	条 文
10	議案説明、 質疑及び委 員会付託	第 36 条	③前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員 会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略するこ とができる。
11	付託事件を 議題とする 時期	第 37 条	①委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を 待って議題とする。
12	委員会の審 査又は調査 の期限	第 43 条	①議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託し た事件の審査又は調査につき期限を付けることができ る。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めること ができる。 ②前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったとき は、その事件は、第 37 条の規定にかかわらず、会議にお いて審議することができる。
13	委員会の中 間報告	第 44 条	①議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特 に必要があると認めるときは、中間報告を求めること ができる。 ②委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に 必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
14	議事の継続	第 46 条	①延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場 合において、再びその事件が議題となったときは、前の 議事を継続する。
15	発言の継続	第 58 条	①延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員 は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けるこ とができる。
16	一般質問	第 61 条	①議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質 問することができる。 ②質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を 文書で通告しなければならない。
17	緊急質問等	第 62 条	①質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと 認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同 意を得て質問することができる。 ②前項の同意については、議長は、討論を用いないで会 議に諮らなければならない。 ③第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議 長は、直ちに制止しなければならない。

No.	ケース	条番号	条 文
18	定足数 (委員会)	第 92 条	<p>①開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</p> <p>②会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>③会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。</p>

(4) 南あわじ市議会委員会条例

No.	ケース	条番号	条 文
1	委員長及び副委員長が共にないとき	第 10 条	<p>①委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>②前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。</p>
2	委員長、副委員長に事故あるとき	第 12 条	<p>①委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p>②委員長及び副委員長に共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。</p>
3	定足数の判断	第 16 条	<p>①委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p>
4	表決の判断	第 17 条	<p>①委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>

(5) 南あわじ市議会の運営に関する基準

No.	ケース	番号	条 文
1	会期の延長	15	会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。(法 102、規 4)
		16	会期の延長は、会期終了の当日議決する。(法 102、規 5)
		17	会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。(法 102、規 4、5)
2	議会の閉会	18	議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。(法 102、規 6、7)
3	会議時間の変更	19	会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。ただし、招集日の会議時間の変更は、あらかじめその旨を各議員に通知する。 会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することができる。(規 8)
4	休会	21	休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会にて協議の上、議長が会議に諮って決める。(規 9)
		22	休会を議決したときは、議決時に不在の議員に対して通知する。(規 9)
5	議案の撤回、訂正	34	会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者から文書により請求する。(規 18)
6	議事日程	41	議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日(次の会議日)の議事日程に記載する。(規 22)
7	緊急質問	91	緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出る。(規 62)
		93	緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行う。(規 20、62)
8	追悼演説	148	議員が逝去したときは、会議において黙とうを行った後、議長又は同僚議員が追悼演説を行うのを例とする。

(6) 南あわじ市議会議員協議会規程

No.	ケース	条番号	条 文
1	議長に事故あるとき	第2条	③議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が協議会を招集する。
2	〃	第3条	②議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が協議会を主宰する。
3	定足数の判断	第4条	①協議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

(7) 南あわじ市議会会派代表者会議規程

No.	ケース	条番号	条 文
1	議長に事故あるとき	第4条	②議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行う。
2	会派の代表者に事故があるとき	〃	⑤会派の代表者に事故があるときは、その会派に所属する議員の中から代理者を会議に出席させることができる。

(8) 南あわじ市議会事務局処務規定

No.	ケース	条番号	条 文
1	市の規定の準用	第5条	①この訓令に定めるもののほか、事務の処理、職員の服務等については、市の関係規定の例による。

(9) 南あわじ市決裁規程

No.	ケース	条番号	条 文
1	部長に事故あるとき	第9条	④部長の専決事項について部長が不在のときは、その部の副部長(副部長を置かない部にあつては、決裁事項に係る事務を主管する課長)がその決裁事項を代決することができる。

南あわじ市議会災害対策支援本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南あわじ市において地震等の大規模災害が発生したときに、南あわじ市議会が南あわじ市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害対策本部が設置され、かつ、議長がこれに協力し、支援する必要があると認めるときは、南あわじ市議会内に南あわじ市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

(組織)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は議長をもって充て、議会本部を代表し、その事務を総括する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長及び副本部長を除くすべての議員をもって充て、本部長の命を受け議会本部の事務に従事する。

(議会本部の任務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本部員の安否確認及び参集指示を行うこと。
- (2) 市災害対策本部からの情報を本部員に提供すること。
- (3) 本部員から災害情報を収集及び整理し、災害対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査に協力すること。
- (5) 必要に応じて、国、県その他の関係機関へ要望を行うこと。
- (6) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部員の対応)

第5条 本部員は、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 自らの安否及び連絡先を議会本部に報告し、連絡体制を確保すること。
- (2) 各地域における被災地及び避難所等の調査を行い、議会本部に報告すること。
- (3) 議会本部から情報の提供を受け、地域の防災活動の推進に資すること。

(議会本部への参集)

第6条 議会本部を設置した場合、本部長及び副本部長は、南あわじ市議会に参集するものとする。

2 本部員は、議会本部から参集指示があった場合は、速やかに参集するものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局は、議会本部が設置された後、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事務局長は、災害対策本部の会議等に出席し、情報収集に努め議会本部に対して情報提供を行うとともに、議会本部の事務にあたる。
- (2) 事務局職員のうち事務局長の命を受けた者は、災害対策本部の業務に優先して議会本部の業務に従事する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

議会中継放送事故防止対応マニュアル

平成 28 年 11 月 9 日
議会事務局策定

1 目的

議会及び委員会（以下、「会議」という。）の中継放送を行う際、突発的な休憩や、会議の中止や延期、開会又は再開の遅延、放送機器の不具合、停電時に対して、職員が円滑な対応をとれるように、本マニュアルを定める。

2 暫時休憩時への対応

議長または委員長が、「暫時休憩」を発言した際は、次のとおり対応する。

- (1) 会議室にいる職員がインカムを使って、モニター室にいる職員へ「暫時休憩」であることを伝える。
- (2) モニター室にいる職員は、中継放送の音量のみを下げ、音声を流さないようにする。
※録音は続ける。



↑ 議場



↑ 委員会室

- (3) 映像をカメラ映像から、パソコン（テロップ表示）に切り替える。
「休憩しています」と表示する。
※但し、すぐに会議が再開することが見込まれる場合（1分以内程度）は、この作業を省くことができる。（(5)の作業を優先させるため。）
- (4) 会議が再開すると、会議室にいる職員がインカムを使って、モニター室にいる職員へ会議が再開したことを伝える。
- (5) モニター室にいる職員は、放送の音量を上げ、音声を流す。
- (6) 映像をパソコン表示からカメラ表示に切り替える。

3 会議の中止や延期への対応

市民に事前案内をしており、かつ中継放送を行う会議が中止または延期となった場合、次のとおり対応する。

- (1) 中継放送において、開会時間より前に会議の中止または延期となった旨をテロップで放送する。
- (2) ホームページの会議案内のページに中止または延期となった旨を記載する。

4 開会又は再開が遅延した時への対応

市民に事前案内をしており、かつ中継放送を行う会議の開会（再開）が遅延した場合、次のとおり対応する。

- (1) 会議室にいる職員がインカムを使って、モニター室にいる職員に、開会（再開）が遅れる旨を伝える。
- (2) モニター室にいる職員は、テロップで「開会が遅れています」又は「再開が遅れています」と表示する。

※開始（再開）時刻や、遅延理由（例えば、議会運営委員会や議員協議会などの開催等）が分かる場合はこれらの情報も、インカムで確認を取りながら、随時テロップに加える。

5 制御パソコン等の機器に不具合が発生した時への対応

本会議初日の3日前（閉庁日を含まない）並びに会議の前日及び当日の開会までに、マイクや録音機、制御パソコン等の機器を点検し、放送事故が発生しないように対応する。もし突発的に不具合が発生した場合、最低限必要な会議録作成のための録音を最優先に考え、次のとおり対応する。

- (1) 議会事務局長に状況を伝え、暫時休憩してもらうようお願いする。
- (2) 機器の接続状況を確認する。
 - ・キーボードに何か当たっていないか
 - ・マウスなどの配線が抜けていないか
 - ・機器はすべて立ち上がっているか
- (3) パソコンやラック内の機器を再起動させる。
 - ・フリーズ状態ならキーボードで「A l t + C t r l + D e l e t e」を同時に押す。それでも動作しなければ電源ボタンを長押しし、強制終了させ、15秒以上待ってから再起動させる。
- (4) 再起動しても、通常起動しない場合は、パソコンを使用せず、マイクを使用する設定に切り替える。

※この場合、マイクは手動でON・OFFし、中継放送は流せません。

- ①デジタルコントロールユニットの電源をOFFにし、モード設定の1番のディップスイッチをOFFにし、電源をONにする。



↑カバーを開ける

↑電源



↑通常は1と8がONの状態

② ICレコーダーの録音ボタンを押す。

③再開可能となった場合、議会事務局長に、マイク手動操作の変更及び中継放送ができない旨を伝える。

④議会事務局長は、議員及び執行部に対し、次のとおり伝達する。

「議会中継システムに不具合が発生しております。」

「インターネット中継、モニター放送が流れなくなりました。」

「マイクは引き続き使用できますが、発言される場合は、自席のマイクのオンオフの切り替えを、発言される方で、操作してください。ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。」

⑤市民に対し、ホームページで機器不具合の発生のお知らせとお詫びを掲載する。

(記載例)「本日開催の〇〇〇〇〇は、議会中継システムの不具合のため、インターネット放送、モニター放送を停止しております。ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。

会議の結果は、後日ホームページに会議録を掲載しますので、ご覧ください。」

⑥会議終了後、ディップスイッチを元に戻し、保守業者に早急な対応を依頼する。

修繕が長期に及ぶ場合は、内部調整を行うとともに、市民への周知も行うものとする。

(5) (1) ～ (4) の対応をしても改善せず、かつ会議を続行する場合は、ポータブル式のICレコーダーを会議室に持ち込み、録音を行う。(この場合、雑音が入り、必要な発言が聞き取りにくくなるため、機器2台以上での録音が望ましい)

6 停電時への対応

停電時、会議室に設置している固定カメラや照明機器等の電源が落ちる。モニター室では、機器の故障を防ぐ目的から、UPS（無停電電源装置）を設置して、「強制終了」ではない「通常終了」できるように接続している。パソコンにおいては、UPS側からの信号により、パソコンが自動的にシャットダウンするように設定している。従って、停電直後は、一時的に固定マイクでの録音や、議会中継放送が出来なくなる。

停電時の対応は、次のとおり対応する。

- (1) 議会事務局長に状況を伝え、暫時休憩してもらうようお願いする。
- (2) 機器の起動状況、インターネットの放送状況を確認する。
- (3) ラック内の機器を再起動させる。(パソコンは、自動シャットダウン後に起動)
- (4) 再開可能となった場合、議会事務局長に、その旨を伝える。
- (5) 市民に対し、ホームページで停電の発生のお知らせとお詫びを掲載する。

(記載例)「本日開催の〇〇〇〇〇は、停電のため、インターネット放送、モニター放送を一時停止しております(おりました)。ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。(今しばらくお待ちください。)」

- (6) 会議終了後、機器に不具合がないか確認する。

※停電が長引いた時、庁舎の非常用電源が作動し、モニター室など、庁舎の一部のコンセントへ電力の供給が行われるが、会議室のカメラや照明機器への供給はない。従って、この状況でインターネット放送等を続行する場合は、カメラ映像が出ない。

7 議事妨害等への対応

別冊「議事妨害等対応マニュアル」に基づき行動する。

関係様式（巻末資料）

安否確認及び情報等伝達文例……………議会事務局から発信するメール等文例
議員安否報告書（確認書）……………災害発生後の安否確認時
災害被害状況報告書（確認書）……………地域の被害状況報告時
要望等報告書（確認書）……………議員が受け付けた要望の報告時

安否確認及び情報等伝達文例

ケース 1

送受信者	議長（事務局） ⇒ 全議員に送信（安否確認）
表 題	安否確認（全議員）について

【本文】

「 議会事務局です。

○月○日○時○分、（地震・風水害・その他）が発生しました。

南あわじ市議会BCPに基づき、各議員の安否確認を行います。

次の内容について確認を行いますので、速やかに連絡してください。

可能であれば、「議員安否確認書（報告書）」様式での報告をお願いします。

なお、メール（ファックス）での返信時には、必ず最初に議員の氏名を記入してください。

連絡内容 ①議員氏名

②自身と家族の被災の有無

③現在の所在地（自宅またはその他の場所）

④居宅の被害の有無

⑤参集の可否（可能な場合はその時期）

⑥連絡先

⑦地域（周囲）の状況（連絡時点でわかる範囲で） 」

ケース 2

送受信者	全議員 ⇒ 議長（事務局）に連絡（安否確認）
表 題	安否連絡（○○議員）

【本文（連絡内容）】

「 ○○議員です。安否連絡をします。

①自身と家族の被災の有無

②現在の所在地（自宅またはその他の場所）

③居宅の被害の有無

⑤参集の可否（可能な場合はその時期）

⑥連絡先

⑦地域（周囲）の状況（連絡時点でわかる範囲で） 」

ケース 3

送受信者	議長（事務局） ⇒全議員に送信（参集指示）
表 題	参集について（議会本部）

【本文】

「 議会事務局です。

南あわじ市議会BCPに基づき、議会本部より参集を要請します。

全議員は、速やかに（〇月〇日 〇時〇分に）議員協議会室（〇〇室）に参集してください。

なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、服装携行品にもご留意ください。 」

ケース 4

送受信者	議長（事務局） ⇒ 副議長・議運正副委員長・各正副委員長 （※常任・特別正副委員長は、必要に応じて）
表 題	委員会打合わせ会について

【本文】

「 議会事務局です。

南あわじ市議会BCPに基づき、本日の（〇日の）朝の議会運営委員会

及び定例会（〇〇委員会）の開催の可否等について打ち合わせしますので、議長・副議長・議運正副委員長・〇〇常任（特別）正副委員長は、

速やかに（〇月〇日 〇時〇分に）委員会室（〇〇室）に参集してください。

なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、服装携行品にもご留意ください。 」

議員安否報告書（確認書）

議員氏名		確認日時	月	日
確認者名			時	分

安 否 状 況	議員本人	被災有 ⇒ 重体 重症 軽傷 その他			
		※具体的に			
		被災無			
	議員家族	被災有 ⇒ 配偶者 子ども 父母 その他			
		※具体的に			
		被災無			
所 在 地	市内 ⇒ 自宅 自宅外 ()				
	市外 ⇒ 場所 ()				
居 宅	被害有 ⇒ 全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他 ()				
	被害無				
参 集	可 否 不明	参集可能な時期			
連 絡 先	※議員との連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入				
地 域 （ 周 圍 ） の 被 災 状 況	※連絡時点でわかる範囲で				
そ の 他					

災害被害状況報告書（確認書）

報告者名 (議 員)		報告日時	月 日
確認者名 (聞き取りの場合)			時 分

被害発生場所 (目標物)	覚知日時	被害の状況
	月 日 時 分	

被害の状況は、人的被害、家屋等の物的被害、火災等の発生状況、避難状況、
道路・橋梁・ライフライン（電気・水道・ガス・電話）の被害等を記入

平成 3 1 年	3 月 6 日	策定・施行
令和 元年	9 月 2 4 日	改正
令和 2 年	1 月 3 1 日	改正
令和 3 年	9 月 9 日	改正
令和 5 年	5 月 1 8 日	改正